

橋本市制 20 周年記念冠等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、橋本市制 20 周年や本市の魅力を市内外に発信するため、事業者等が自らの事業、商品等(以下「事業等」という。)に橋本市制 20 周年の冠並びに橋本市制 20 周年記念のロゴマーク及びキャッチコピー(以下「冠等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠等の種類)

第 2 条 橋本市制 20 周年記念の冠の表記は、次の各号のとおりとする。

- (1) 橋本市制 20 周年記念
- (2) 前号のほか、市長が特に認めたもの
- 2 橋本市制 20 周年記念のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)及び橋本市制 20 周年記念のキャッチコピー(以下「キャッチコピー」という。)は、別図に定めるとおりとする。

(使用の届出)

第 3 条 冠等を使用しようとする者は、第 5 条の規定に該当しない限り、冠等を事業等に使用できるものとし、使用にあたっては事前に橋本市制 20 周年記念冠等使用届出書(別記様式。以下「届出書」という。)に事業内容が確認できる書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出を要しない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体の機関が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (5) 個人が自己又は家族等の限られた範囲で使用する時。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第 4 条 前条の届出をした者(以下「届出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た内容以外に使用しないこと。
- (2) 届出の効果は、当該届出者に限るものとし、譲渡、転貸、継承等ができないこと。
- (3) 第 2 条第 1 項に規定する冠の表記を変更しないこと。
- (4) ロゴマークのデザイン(色及び形状)及びキャッチコピーの表記を変更して使用しないこと。

- (5) ロゴマークを物品等(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式によって作成された記録をいう。))を含む。以下同じ。)に使用する場合は、市のロゴマークであることを明記すること。
- (6) 冠等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 冠等の商標登録、意匠登録等その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録する行為をしないこと。
- (8) 冠等を使用する場合は、市が当該使用に係る事業を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (9) 冠等を使用した物品の製造又は役務を第三者に委託して行わせる場合は、その委託を受けた者がこの規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (10) 届出者の責めに帰すべき理由により冠等の使用に係る事故、苦情等が生じたときは、届出者において速やかに対処すること。
- (11) その他市長が冠等の使用に関し必要な指示を行ったときは、これに従うこと。

(禁止事項)

第 5 条 冠等は、次の各号のいずれかに該当する事業等には使用できないものとする。

- (1) 市及び市制 20 周年記念事業の品位や信用を失墜するおそれがあるもの
- (2) 独占的に使用し、又は使用するおそれがあるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (4) 不当な利益を得るために使用するおそれのあるもの
- (5) 特定の個人、企業、商品、サービス、政党、思想、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (6) 橋本市暴力団排除条例(平成 23 年橋本市条例第 27 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等が関係しているもの
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるもの

(権利の帰属)

第 6 条 ロゴマーク及びキャッチコピーに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の期限)

第 7 条 冠等の使用期限は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(届出者の公表)

第 8 条 市長は、届出書を受理した場合は、その届出者の氏名及び事業名又は商品名等を市ホームページ等に掲載するものとする。

(使用料)

第9条 冠等の使用料については、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第10条 市長は、届出者が第4条又は第5条の規定に違反していると認めるときは、当該届出者に係る冠等の使用の中止の請求又は必要な指示等を行うことができる。

2 前項の規定による使用の中止等を求められた届出者は、その指示に従わなければならない。

(免責)

第11条 市は、前条に規定する取扱いにより届出者に生じた損害について一切の責めを負わない。

2 届出者が、冠等の使用によって第三者に対して与えた損害又は損失については、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わない。

3 届出者は、冠等の使用に関して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、速やかに市に賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

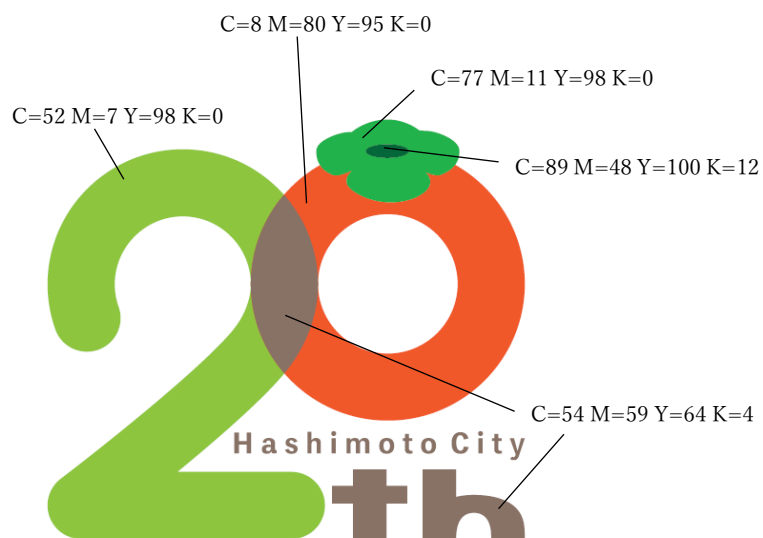
1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図(第2条関係)

1. ロゴマーク



2. キャッチコピー

「未来へもっと 橋もっと」

別記様式(第 4 条関係)

年 月 日

橋本市制20周年記念冠等使用届出書

(あて先) 橋本市長

届出者 住 所
氏 名

橋本市制 20 周年記念の冠等を使用しますので届出ます。

使 用 す る 冠 等 の 種 類	☐ 冠 ☐ ロゴマーク ☐ キャッチコピー	
事 業 名 又 は 商 品 名	(具体的に記入してください)	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
場 所		
参加予定人数	人	
事業又は使用目的		
事業内容 又は使用方法		
連 絡 先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(注) 事業内容が確認できる書類(企画書又は使用イメージ等)を添付してください。